

．派遣議員団としての所見

１．対タイODAについて

タイにおいては、80年代から90年代中盤にかけて著しい経済成長を遂げ、1993年には1人当たりGDPが1,445ドルを超え、無償資金協力対象国を卒業した。これに伴い、1994年には我が国はタイと協力して、第三国を対象に研修生の受入れや専門家派遣を行う第三国支援も開始した。タクシン政権の対外借入抑制政策により、我が国からの円借款については次第に減少してきている。現在実施されているのは、第2バンコク国際空港建設事業の案件だけであり、今のところ、新たな要請はないとのことである。また、借款返済も順調に進んでいる。

タイにおける今回の調査は、タイ北部のチェンマイ市を中心に、円借款として、「地方保健医療施設整備事業」及び「地域開発事業」、草の根・人間の安全保障無償資金協力として、「メーテン郡HIV感染者支援センター建設計画」及び「義肢作成センター支援計画」、技術協力として、「アヌサンストーン聾学校」及び「山岳民族博物館」の計6案件を視察した。

(1) 地方保健医療施設整備事業

「地方保健医療施設整備事業」は、全国93の公的病院に対し医療機器を供与する事業（供与総額50億円）で、本議員団が視察したのは、チェンマイ市に所在するナコンピン病院であった。視察当日は、土曜日で外来診察の休診日となっており、実際に使用しているところを見ることはできなかったが、病院側の説明では、同病院には14種類29台の医療機器（計4,000万円相当）が供与され、中には、供与された機器以外には保有していないものもあり、常時またはフルに活用されているということであった。新たな機器の供与要請もあったこと、外来患者数が増加していること、ベッドの占有率がかなり高いことから、これまでに供与した機器による効果的診断、地域保健の改善等、概ね所期の目的を達成しているものと思われた。同病院からは、機器のメンテナンス料金が非常に高く、大きな負担となっているとの説明もあった。日本国内の契約においても、本体価格を安くして、メンテナンスや消耗品等で利益を上げる仕組みもあることや供与機器が長期的に使用されることが望ましいことを考えれば、本体契約の際に、メンテナンス料金を本体価格の一定割合とするような契約を導入する等何らかの改善が必要であると思われる。また、供与された機器には「J B I C」から供与された旨のシールが貼られていたが、「J A P A

N」という文字、あるいは「日の丸」のマークがないため、日本からの支援であることが分からないのではないかとと思われる。

(2) 地域開発事業

「地域開発事業」は、全国4地域で42の観光基盤整備事業(総額43億円)を行うもので、チェンマイ市においては、11事業(サイト数は10。約4.7億円)が実施された。本議員団は、チェンマイ市芸術文化センターの建物修復事業と展示室・情報センター整備事業を視察した。同センターの建物の景観、展示の方法・内容とも見学者の満足度は高いものと思われ、観光産業の開発の有効な手段という所期の目的は概ね達成しているのではないかとと思われる。日本の支援により事業が行われたことについては地元新聞等でも報じられているとの同市当局者の説明ではあったが、日本からの支援である旨のプレート等の表示があるのは、10サイトのうち同センターのみで、残り9サイトについては当初はあったものの現在はなく、来年度の同市予算で措置されるところであり、急遽措置したとの感を否めない。事業そのもののフォローアップは当然のことだが、「顔の見えるODA」の観点からのフォローアップも必要と思われる。

(3) メーテン郡HIV感染者支援センター建設計画

「メーテン郡HIV感染者支援センター建設計画」は、チェンマイ県メーテン郡唯一の公立病院であるメーテン病院が組織する同郡在住HIV感染者の自助グループ(感染者約300人)が活動の拠点とするためのセンター建設を支援するものである。同郡におけるHIV感染者(約1,000人)は、貧困な山岳民族や十分な教育を受けていない低所得者層が多く、健康管理等の知識不足、家族への感染拡大、エイズ孤児の増大などが深刻な社会問題となっている。

議員団が同センターを視察した際は、竣工直後であったが、同センターの集会室を利用して、感染者が職業研修・実習で製作した作品を展示しており、どの作品も丁寧に作られており、商品価値のあるものと思われ、今後同センターを活用し、一層の効率的・効果的な活動が期待できる。

ただ、同センターの運営予算は、現在、ユニセフや国際NGO、地元NGO、タイ保健省から支援を受けて賄っているが、今後も恒常的に予算が確保できるか否かについての説明がなく、やや不安を抱かせるものであった。

(4) 義肢作成センター支援計画

「義肢作成センター支援計画」は、交通事故等により義肢が必要になった人々に無償で義肢を提供している義肢財団に対し、技術者研修用の義肢製造機材一

式の購入費を支援するものである。

現在、提供された機材により、タイ全国の病院等に勤務する義肢製造技術者約200人を対象に、年間13回の義肢製造研修を行っている。また、同財団はタイ王室が設立した団体ということで民間等からの寄付が集まりやすく、結果として運営費が潤沢である。このことにより、支援した機材が長期にわたって利用されることが予想され、タイ全国の義肢使用者の生活機能向上を一層効率良くサポートするという支援の目的を概ね達成すると思われる。同センターには、日本のNGOから義肢作成専門家が派遣されていたが、提供された機材が効率的・効果的に使用されるためには、このような技術者の派遣は必要なことであり、日本政府が直接派遣するか、派遣しているNGOを支援するかの、いずれかの方法で日本政府が関与していくことが望ましい。

(5) ボランティア派遣事業

「アヌサンストーン聾学校」及び「山岳民族博物館」への技術協力は、それぞれ青年海外協力隊員及びシニア海外ボランティアの派遣事業であるが、派遣先でその活動が高く評価され、継続派遣を要請されており、地道な活動ではあるがこのような人的協力がまさに日本の「顔の見える援助」を実践している姿であると感じられた。

「アヌサンストーン聾学校」に派遣されている青年海外協力隊員は、タイ語のほか、タイ式の手話もある程度習得しており、幼稚部の指導に当たっていた。指導法について学校側に提案するなど、その活動が高く評価されていた。赴任して1年あまりであったが、継続派遣を要請されており、派遣事業の所期の目的は概ね達成されていると思われる。また、同学校からは現地教員の日本での長期研修を望む声も聞かれた。現在は短期の研修が行われているが、これが実現できれば、草の根のレベルの相互理解をさらに深め、真の友情と信頼を培うことにつながるのではないと思われる。

「山岳民族博物館」に派遣されているシニア海外ボランティアは、失われつつある山岳民族の伝統文化を映像により記録・保存すると同時に、同館の広報活動を充実したものとし、タイ政府が行っている山岳民族に対する理解と自立支援に関する政策に貢献するために派遣されている。2002年に初代のボランティアの方が派遣され、要請に応じ現在3代目の方が派遣されている。タイ政府の公務員削減、予算削減政策の中で、現地スタッフの指導・育成を担当しており、その活動が高く評価されており、派遣事業の所期の目的は概ね達成されていると思われる。

2. 対インドネシアODAについて

インドネシアは、我が国ODAの最大の受取国である。また、同国は、国土、人口、資源等の面でASEAN最大の国であるだけでなく、約2億人という世界最大のイスラム教徒を抱える国でもあり、マラッカ海峡を始め国際航海上重要な海上交通路を擁している。さらに、同国は、我が国にとり、エネルギーを中心とする天然資源の供給国であり、同時に重要な市場、製造拠点、投資先でもある。

インドネシアにおける今回の調査は、円借款として「コタパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業計画」及び「デポック車庫建設事業計画」、技術協力として「グヌン・ハリムン・サラク国立公園管理計画」、無償資金協力として「生物多様性保全センター整備計画」の計4件、そして対インドネシア援助の概要、市民警察への移行支援事業、スマトラ沖地震によるアチェ大津波災害、中部ジャワ地震への対応について、大使館、JICA、JBIC及びJICSから説明を聴取するとともに質疑を行った。

(1) コタパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業計画

インドネシアの経済発展にとり、電力供給能力の向上は不可欠の課題である。我が国は、円借款を通じて同国の電力供給能力の向上に大きく貢献してきた。

コタパンジャン水力発電所は、スマトラ島中部（西スマトラ州及びリアウ州人口900万人、面積は北海道と東北を合わせた広さ）の電力需要の急速な増大に対応するため、1992年10月にダム本体建設が開始され、1997年2月にダム建設が完了、同年12月に関連送電線の建設が完了、翌1998年から操業が開始された。このダムによる電力供給量は西スマトラ州及びリアウ州の2州の約20%を占めており、極めて重要な発電施設であると言える。

しかしながら、今回の調査でも明らかなように、移転した住民から、「補償金の10%しかもらっていない」、「畑の作物がとれない」、「井戸が1か月で枯れてしまった」、「アスベスト被害を受けている」などの訴えがあったことも事実である。

補償金の支払い、家屋及び代替地の提供などの問題については、インドネシア政府の内政上の問題であり、我が国としては責任を負う立場にはない。しかし、途上国にはこれらの補償をめぐる、資金の流れが不明瞭なこと、代替地などの評価が不明確なこと、環境政策が不備なことなどから、上述のような移転住民の訴えがよく起こることは知られている。今回の件に関しては、我が国としては、その後の対応を行っているとは言え、今後、こうした懸念が十分

予想できる案件については、相手国政府に対し、いつ、どこで、誰に、いくら補償されるのか、といったリストの提出を求め、そして問題が起これば相手国政府の責任でこれを是正することを確認する文書を交わしておくことが不可欠であろう。

また、こうした事態を避けるためには、相手国政府と住民との立ち退き、補償などをめぐる契約に当たっては、公正な第三者を立て、いわば公証人的な機能を持たせること、そして、契約の中に、補償が予定どおりでなかった場合には住民から再度、契約どおりであったか否かの審査を要求できる見直し条項を入れておくこと、さらには、公正な第三者から成る機関による会計監査を義務づけることなどの措置が必要であろう。我が国としては、住民の円満な形での移転とその後の安定した生活が実現できるような措置を講ずるよう相手国政府に対し、文書を以て確認しておくことが必要であろう。

2002年9月及び2003年3月に、我が国政府、東電設計、JICA及びJBICが、原状回復と損害賠償をめぐって住民などから訴えられていることは理解しがたいことである。事業の主体はインドネシア政府であり、住民が訴えるとなればそれはインドネシア政府であろう。インドネシア政府に対する訴訟では、住民の訴えの一部が認められ、その土地の補償支払いが決定したようであるが、それ以外の住民の訴えは退けられたと聞いている。それにもかかわらず、我が国政府などが訴えられ、証拠調べなども行われており、時間も経過していることから、我が国として訴訟に万全を尽くすべきである。

さらに、途上国における水力発電所、火力発電所、道路建設をめぐっては、移転住民、周辺住民との間にトラブルが生じたケースが散見されることから、我が国としては、自然環境と社会環境の両面への影響に対する十分な配慮が不可欠であるとの姿勢を前面に出す必要がある。こうした点を踏まえ、JBICでは環境社会配慮確認のためのガイドラインを策定しており、環境等への負荷が特に大きいと想定される途上国の要請案件については、ホームページでの情報公開などが、また、ガイドラインに抵触した場合には異議申し立て制度が導入されている。しかし、これだけでは必ず事前チェックを行うという観点からは不十分であろう。我が国としては、事業の枠組みが決まった後に行われる従来型の環境影響評価（アセスメント）ではなく、事業の企画段階、すなわち戦略的な意思決定の段階での影響評価が行われる「戦略的環境アセスメント（SEA:Strategic Environmental Assessment）」を実施すべきである。

なお、本議員団の調査の翌日、現地紙に「1か月半後に日本政府の公式見解が出される」との趣旨が掲載されていたが、そのような回答をしたことはなく、大使館としても同紙に対してこれを明確に否定しておくことが必要であろう。なぜなら、こうした誤報が更なる誤解を招く危険があるからであり、日・イン

ドネシア関係を悪化させることにもなりかねないからである。現地での誤報が黙示の承認ととられないよう対応をとることは外交の基本であろう。

(2) デポック車庫建設事業計画

ジャカルタと近郊都市を結ぶジャボタベック圏鉄道は重要な交通手段であり、その拡充が叫ばれてきた。我が国は既存鉄道網の整備・拡充、近代化のために合計 17 件、総額 1,300 億円の円借款を供与することとなっている。デポック車庫建設はその一環であり、車両の効率的な運行管理、整備能力の向上、安全管理能力の向上にとって不可欠の施設である。

説明によれば、中古車両を使用することから、整備能力の向上、安全確保のための技術の向上が極めて重要とのことであった。インドネシア側からは、配線、信号、踏切、線路の運用・維持管理に課題があるとの発言があったことから、車両のメンテナンスのみならず、これらについても長期的かつ継続的に、より多くの専門家を派遣するなど、安全に万全を期すべく鉄道管理全般の能力向上に寄与することが重要となろう。

なお、近時、本事業のコンサルタント会社である P C I をめぐっては架空領収書などによる不正請求事件が発覚しており、J I C A、J B I C は領収書を受けとるだけでなく、その領収書の裏付けとなる資料、情報の提供を義務づけるなどの措置を講ずるべきである。こうした措置を講ずることによって、J I C A、J B I C とコンサルタント会社との信頼、我が国と相手国との信頼、そして我が国の国民の O D A に対する信頼を勝ち得るものと考えらる。

(3) グヌン・ハリムン・サラク国立公園管理計画

インドネシアは高温多湿の熱帯性気候地帯にあり、世界有数の生物多様性の高い国である。ニューギニアでは新たな種が次々と発見される一方で、開発の影響、環境の変化から絶滅危惧種も増えている状況にある。

国立公園でも最大級のグヌン・ハリムン・サラク国立公園は、生物多様性保全のモデル・ケースとして公園管理手法を全国に広めようとする上で、極めて重要な役割を持っていると言えよう。しかしながら、同公園の中に約 300 の村、10 万人が生活をしており、水田、畑が存在し、また、小規模ながら金が産出されることから、不法な金採掘業者が入り込み、2,000 人ほどの飯場ができているとのことである。

こうした状況の中で、我が国から派遣された専門家の指導の下、現実的な解決策の模索が続けられている。すなわち、住民活動を支援しながら公園との共存を目指す保護という観点からの新たなモデルの構築である。

しかしながら、こうした新たなモデルの下で公園管理を目指すとするれば、長

期にわたり、継続的に多くの専門家を派遣することが不可欠となろう。そのためには、我が国のみならず、他の援助供与国とも連携を図ることも必要となろう。

また、国立公園は国有地であり私有地は存在しないはずであるものの、実際には個人の田畑が存在することから、将来、部分的にも政府による強制撤去もなしとは言えない状況にある。こうした事態が起きた場合には、住民の移転をめぐり、コタパンジャンダムと同様の事態が生ずることになる。我が国としては、こうした事態に備え、補償に関する措置など、先に述べた対応をとっておく必要もあるのではないか。

(4) 生物多様性保全センター整備計画

インドネシアは、世界でも有数の生物多様性の高い地域である。生物多様性の保全及び利用については、インドネシア科学院(LIPI)が所管となっており、同院生物研究センターが基礎研究を行っている。しかし、施設としては不十分であり、保存環境の改善が求められている。その意味で、生物多様性保全センターの建設は大変価値のあることである。我が国としては、研究及び標本保存のための建物及び施設を提供することになり、大きな貢献と言えよう。

しかしながら、21億円もの資金をかけた無償資金協力である以上、その後の運営が適切かつ円滑に行われなければならないことは言うまでもない。ところが、質疑応答でも明らかのように、我が国として、その後のメンテナンス費用を把握していないなど、不安材料があることが判明した。途上国では将来の予算、見積について曖昧なところがあるが、それに合わせるべきではない。援助供与国として、その後の適切かつ円滑な運営の裏付けを得ておくことは、無償資金協力が国民の税金から支出されることから、不可欠の前提条件と言えよう。今後のあらゆる無償資金協力を成功させるためにも、また我が国国民の信頼を得るためにも、この点の改善を望みたい。

(5) 大使館、JICA、JBIC及びJICSからの説明

対インドネシア援助の概要、市民警察への移行支援事業、スマトラ沖地震によるアチェ大津波災害、中部ジャワ地震への対応について説明を聴取したことは、現地でのより詳しい説明でもあり、大変有益であった。

しかしながら、アチェ大津波災害の復興支援の中で、昨年4月の段階で、緊急無償資金協力として供与した資金のうち用途の確定していない25億円の中から新たに職業訓練センターを建設することをめぐり、インドネシア側と我が国との間で認識が異なるとすれば、それは問題である。外務省として、新たな建設を約束したことはないというのであれば、相手側にそのことを確認した上

で、国会に報告すべきである。

また、JICSの答弁の中で、放送局用家具とラジオ局用の自動車の調達に当たっては、調達先などに不明な点があることは否めない。今回の支援が無償援助であり、国民の税金から支出されることから、より有効かつ効率的な執行が望まれ、またそうでなければ国民の信頼は得られないであろう。

3. シンガポールのODAについて

シンガポールは、1996年にOECDの開発援助委員会(DAC)の援助国リストからはずれ、公式に被援助国を脱している。同国の技術協力は、独立後の1960年代後半から小規模ながら実施されてきた。同国は、1992年に本格的に「シンガポール協力プログラム」(SCP)を策定し、これまでアジア太平洋、アフリカ、中近東、東欧、中南米、カリブ海の162か国の43,000人の政府職員に対し研修を実施している。

我が国との間には、双方で6,000万円ずつ出し合う形で、JSP21(Japan Singapore Partnership Program)があり、技術協力を共同で行っている。

(1) シンガポール国際基金

シンガポール国際基金は、政府からの補助金と独自の基金そして民間からの寄付金で技術協力を実施している民間の機関である。最近では、アチェ津波災害、ジャワ中部地震災害の復興支援でボランティア活動も行っている。同基金は、シンガポール政府と直接の関係はないが、技術協力を行う民間の団体としてはシンガポール最大である。注目すべき発言は、かつてはアフリカ支援も行っていたが、インパクトがないので最近では行っておらず、経済関係の深い周辺9か国に限定しているという点である。これは国益を考慮したひとつの形と言えよう。

我が国との協力については、JICAと比較して規模が小さいことから現段階ではない。しかし、将来、予算と人員が増えてきた場合、技術協力の面ではアジアで有数のパートナーとなる可能性も秘めていると言えよう。

(2) シンガポール外務省

シンガポール外務省の技術協力局がSCPの執行を担当している。SCPの主たるスキームは、二国間技術プログラム(研修の提供等)、共同訓練プログラム(第三国研修)、相手国に設立したASEAN統合センターに対するイニシアティブ(IAI)、シンガポールの主要大学に対する留学のため

の奨学金制度である。

J S P P 21 は の中のひとつである。説明によれば、J S P P 21 は二国間協力の中で最も成功した例とのことである。J S P P 21 を参考にマレーシアも同様のプログラムを策定する意向を示していることから、我が国としても、新たな第三国研修の形として、あるいは新たな二国間協力の形としてこれを育成していくことも重要である。

ただし、「顔の見える O D A 」を標榜するとすれば、我が国の支援であるとのアピールの度合いが減るだけに、その兼ね合いの点で限界があるのかもしれない。この点をいかに克服していくかが今後の課題であろう。